

## 東京大学総合技術本部内規

平成24年3月29日

総長 裁定

改正 令和3年 3月22日

改正 令和4年 3月24日

改正 令和5年 3月30日

改正 令和7年 3月 6日

### (趣旨)

第1条 東京大学基本組織規則第18条の規定に基づき設置される、東京大学総合技術本部（以下「総合技術本部」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 総合技術本部は、東京大学（以下「本学」という。）の技術職員が有する専門的知識、技術等を最大限活かし、全体の資質の向上、ひいては、教育研究能力の一層の向上に資することを目的とする。

### (業務)

第3条 総合技術本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総合技術本部の運営に関する企画調整
  - (2) 部局技術組織の整備支援
  - (3) 部局技術組織との連絡調整及び部局技術組織間の連絡調整
  - (4) 部局技術組織及び技術職員からの相談対応
  - (5) 部局技術組織及び技術職員への情報提供
  - (6) 全学技術発表会の企画、立案、運営
  - (7) 全学技術研修の企画、立案、運営
  - (8) 技術専門職の選考
  - (9) 技術職員組織の高度化に関する企画、立案、運営
  - (10) 技術職員のキャリア設計に資する施策の企画、立案、運営
  - (11) その他総合技術本部の業務遂行に必要な業務
- 2 前項各号の業務を行うために、必要な室及び委員会を置くことができる。
- 3 前項の室及び委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (組織)

第4条 総合技術本部に、本部長、副本部長及び若干名の本部員を置く。

- 2 本部長は、本学の理事又は副学長のうちから総長が指名し、総合技術本部を統括する。
- 3 副本部長は、本学の教職員のうちから本部長が指名し、本部長の職務遂行を助ける。
- 4 本部員は、次の各号に掲げる者から本部長が指名し、本部長又は副本部長の指示のもと必要な業務を行う。
  - (1) 上席技術専門員
  - (2) 前号以外の技術職員のうち本部長が指定する部局の長から推薦された者

(3) その他本部長が必要と認める教職員

5 副本部長並びに前項第2号及び第3号の本部員の任期は2年とする。ただし、再任は、原則一回限りとする。

(運営会議)

第5条 総合技術本部に、総合技術本部の管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議の組織及び運営については、別に定める。

(事務)

第6条 総合技術本部の事務は、本部人事企画課及び本部人材育成課の協力を得て、本部学術振興企画課において処理する。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、総合技術本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、令和7年4月1日から実施する。